

1

「田原市要保護児童対策地域協議会」を設置

虐

待や非行など、要保護児童に対する取り組み体制の強化や充実を図るため「田原市要保護児童対策地域協議会」を新たに設置し、第1回の代表者会議を6月22日開催しました。

代表者会議では、市から児童相談の現況を説明し、今後の支援体制の確認と役割などについて協議しました。市は現在、虐待を含め、35件（子



協議会の様子

ども76人）の要保護児童個別ケースに対応しています。

この協議会は、児童福祉法の規定に基づいた組織で、「児童相談所」「保健所」「警察署」「医療機関」「児童養護施設」「幼稚園」「保育園」「小中学校」「PTA」「民生児童委員協議会」「社会福祉協議会」など、児童を取り巻く関係機関で構成され、相互連携により虐待などの早期発見や、要保護児童に対する適正な保護と支援を目的としています。

また、代表者会議終了後には「最近の虐待等児童相談の動向と対応について」と題し、愛知県内における虐待事例などから学ぶことや関係機関の適切な対応などについて、伊藤俊典氏（東三河児童・障害者相談センター長）から講演があり、関係者90名が熱心に聴講しました。

児童課 ☎23局3513



子どもの身の安全を第一に！

～児童虐待が疑われる場合は通告・相談を～

「児童福祉法」および「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した方には、通告する義務が課せられています。子どもの身の安全を第一に、地域における見守りをお願いします。

法律により、通告者名などの情報は厳守されるとともに、結果として虐待ではなかった場合でも、通告者が責任を問われることはありません。

次のようなときは、通告・相談してください。

子どもに不自然なケガやアザがある

頻繁に子どもの異常な泣き声が出る

子どもの様子・態度がおかしい

保護者の様子がおかしい（子どもの顔も見ない）

通告・相談連絡先

児童課 田原福祉センター内

☎23局3513

休日・夜間などの場合

☎22局1111

休日・夜間の場合は、市役所の当直室で電話を受けた後、児童課担当者から折り返し連絡します。